

奈良県訓令第十七号

水循環・森林・景観環境部
食と農の振興部

奈良県職務育成品種規程（昭和五十七年十一月奈良県訓令甲第七号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

令達先中「水循環・森林・景観環境部」を「環境森林部」に、「食と農の振興部」を「食農部」に改める。